

無線局変更等申請書及び届出書

令和〇年〇月〇日

総務大臣 殿

- 電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
- 電波法第9条第2項の規定により、無線局の工事設計等を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。
- 電波法第9条第5項各号に掲げる無線局が、基幹放送局以外の無線局（同法第5条第2項各号に掲げる無線局）であつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第9条第3項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
- 電波法第17条第2項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第2項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

※無線局の変更等の許可
の場合はこの口にレ印を
付けること。

1 申請（届出）者

住 所	都道府県－市区町村コード [日本産業規格 JIS X0401 及び X0402 に規定する都道府県及び市区町村コードにより該当するコードを記載。（不明の場合は記載不要）
	〒（ — ） ※申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ ----- 〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇〇
法人番号	

2 変更の対象となる無線局に関する事項

① 無線局の種別及び局数	地上一般放送局 1 局
② 識別信号	呼出符号及び呼出名称
③ 免許の番号	〇〇第〇〇〇〇〇号
④ 備考	

3 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ -----
電話番号	
電子メールアドレス	

注 添付する必要がある別紙の書類は、無線局事項書、工事設計書等ですが、申請又は届出内容により異なります。無線局免許手続規則で規定されていますが、不明な場合は、管轄の総合通信局にお問い合わせ下さい。